

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度第2回枚方市廃棄物減量等推進審議会	
開 催 日 時	令和4年7月20日（水）	16時00分から 16時40分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館4階 第3、4委員会室	
出 席 者	橋本 征二 会長 早川 孝 副会長 中島 要 副会長 田村 有香 委員 稲森 郁子 委員 富田 須美子 委員 中野 俊彦 委員 濱田 慶子 委員 茨木 壽子 委員 奥西 喜代美 委員 小野 克史 委員 田 元浩 委員 野々上 智規 委員	
欠 席 者	大下 和徹 委員 石川 聡子 委員 松井 太 委員 藤下 秀次 委員	
案 件 名	1. 事業系ごみ処理手数料の見直しについて 2. 今後のスケジュールについて 3. その他	
提出された資料等の名 称	資料1-1 事業系ごみ処理手数料の見直しについて 資料1-2 廃棄物減量等推進審議会における意見等の要旨 資料2 今後のスケジュール 参考資料 枚方市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿	
決 定 事 項	・事業系ごみ処理手数料の見直しについて、これまでの審議での意見を踏まえた、審議会からの意見具申（案）を作成し、次回確認することとした。	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍 聴 者 の 数	0人	
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	環境部 循環型社会推進室 循環型社会推進課	

## 審 議 内 容

橋本会長： 定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第2回廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。本日はお忙しいところ、審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、事務局から委員の出席状況の報告をお願いします。

事務局： 本日の委員の出席状況は、17名中13名の出席をいただいておりますので、委員の過半数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告させていただきます。

橋本会長： ありがとうございます。

続きまして、本日の審議会の傍聴希望者の確認をさせていただきたいと思えます。傍聴希望者はおられますでしょうか。

事務局： 傍聴希望者はおられません。

橋本会長： わかりました、ありがとうございます。

次に、議事に入ります前に、資料の確認をお願いします。

事務局： 資料の確認をさせていただきます。

(事務局による資料の確認)

ここで、6月27日付けで、委員の交代がありましたのでご報告いたします。資料の一番後ろに綴じている、参考資料「枚方市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿」をご覧ください。関係業者団体選出委員として、枚方市工業会の高橋 裕太郎氏に代わりまして、野々上 智規氏が委員となりました。

本日から審議会にご出席いただいておりますので、よろしく願いいたします。

橋本会長： 野々上委員、よろしく願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策として、事務局からお願いがあることですので、説明をお願いします。

事務局： 新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本日の審議会開催にあたりましては、マスクのご着用をいただく関係から、マイクを使用させていただきます。マイクの受け渡しの際は、その都度、職員が消毒させていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしく願いいたします。

橋本会長： よろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

### 案件1. 事業系ごみ処理手数料の見直しについて

橋本会長： 本審議会も前回に引き続き事業系ごみ処理手数料について審議してまいりたいと思えます。

案件1としまして「事業系ごみ処理手数料の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

**事務局**： それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料1-1、1-2に基づき説明)

**橋本会長**： ありがとうございます。

資料1-1では、前回の審議会でのご意見のあった事項について、追加の情報を示していただきました。資料1-2では、これまでに審議において皆様からいただいたご意見を、まとめていただいたという形になっております。ご意見の中にある「スケジュール、手数料の改定時期」については、資料1-1で、現状での案を示していただけるというようなことですが、いかがでしょうか。説明に関して抜けている点、あるいは追加点等がございましたら、ご意見をお願いしたいと思います。

**野々上委員**： 前回までの審議会に出ている話かもしれませんが、事業系ごみ処理手数料を10キログラム当たり90円から120円へ、最終的には150円にするということであると、市の歳入は10キログラム当たり60円増えることになりませんが、その増加した歳入は何に使うのか、どこに行くのかというところの説明は、なくていいのかなということをおもいました。

資料1-1を見ると、平成28年度と令和2年度を比べると、既に50円ぐらいごみ処理原価が上がっていて、60円の値上げをしたところで、何年後かには、ごみ処理原価と手数料の乖離状況が、もう追いつかなくなるのではとも思います。60円の値上げの理由付けですよね、この数年間でごみ処理原価が上がってきて、今後上がる見込みがあるから、これだけ上げないといけない、というようなところの説明が、要らないのかなということと、逆に、本当に今後数年は60円の値上げでいいのかということをおもいました。その辺りはいかがでしょうか。

**橋本会長**： ありがとうございます。

事務局から、説明をお願いします。

**事務局**： 90円から150円へ値上げを行うに当たっての理由付けですが、まずは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に、事業者の排出者責任というものが規定されています。これに基づいて事業者には、ある一定のごみ処理費用については負担をしていただく必要があるということが、基本的な考え方になります。

その中で、市のごみ処理原価を算出したところ、令和2年度時点で10キログラム当たり315円ということになっております。現行の事業系ごみ処理手数料の90円と比べて225円差があるという、ごみ処理原価の乖離状況や、大阪府内の状況であるとか、そういったことを総合的に勘案しまして、150円ということで、判断をさせていただいたところになっております。

**野々上委員**： ご説明いただいたところは、よく分かりました。ありがとうございます。

とはいっても、今は 315 円に対して 90 円しかもらっていないということは、残りの分はどこからか費用を補填しているはずですが。今後、値上げを行い、60 円追加で手数料をもらおうと、その分、これまで補填していた費用は減ります。その浮いた分の費用はどこに行くのかということが、手数料を支払う人に対して納得していただけるような説明があったほうがよいと思いました。

**事務局**： ごみ処理原価と手数料との差額分につきましては、税金で賄っているというのが現状でして、手数料を 90 円から 150 円に値上げに伴い増加した歳入につきましては、これまで税金で補填していた一部に充てることとなります。

**橋本会長**： 税金で補填していた部分に充てることで、浮いた税金は、その他の予算として使われるということですね。

**野々上委員**： そうですね、多分そういうことだと思います。それを、具体的にこういうものに使いますよとか、何かあればさらによかったのかなと少し思いました。

**橋本会長**： そういった説明が可能であれば、事務局のほうで、対応いただければと思います。

**事務局**： わかりました。検討いたします。

**橋本会長**： ただ、一般会計なので、どこに使われるという説明はなかなか難しいかもしれません。

そのほか、いかがでしょうか。

**田委員**： 野々上委員のご意見と関連すると思いますが、ごみ処理手数料の問題というのは、前回も申し上げたところですが、一般廃棄物の市町村の処理責任と事業者の排出者責任の兼ね合いをどこに持っていくのか、その部分の最終的な決定ができればいいのですが、結局はあいまいな部分があります。値上げの理由付けについては、事務局からの説明にもありましたように大阪府内等の他市の状況を見ながら判断したというところが、現実的な値上げの理由付けになるかと思えます。

ごみ処理原価というのは、燃料費、原材料費、建築費の高騰の影響を受けると、ごみの総量が減っていくに従って計算上、高くなるものであることから、今後もおそらく高くなっていくだろうとは思いますが。

はじめに申し上げたように、事業系ごみの処理というのは、結局どういってお金でやるのかという話だと思います。

過去に遡ると、条例金額は当初、10 キログラム当たり 30 円でした。さらに、我々、収集運搬業者がかなり厳しい状況の中でやっていることを受けて、減免措置を設けていただいていたしまして、私が収集運搬業界に入った当初は、実質 10 キログラム当たり 15 円という手数料でやっていました。手数料を 30 円から改定された際の話をして少ししますと、当時のごみ処理原価としては、私の記憶では 200 円近い金額だったと思います。先ほどの話にもありましたように、ごみ処理にあたって、30 円より余計にかかっている費用部分というのは、全部税金で賄っているわけですが、これは、市民が収めた税金であると特定できるわけではなく、ある意味、事業者が払っている、商売されている方が払っている事業税でもって賄って

いるとも取れるのではないかと、当時、私は主張したのですけれども。また、当時の見直しの背景として、市議会において、事業系ごみの処理に市民の税金を使っているのはおかしい、排出者から手数料としてごみ処理原価を取れば、保育所が1軒、2軒、建つのではないかという話があった記憶があります。

そもそも税金を使って行っている事業の手数料の値上げをすることは、事業者にとって、実質的には、増税になるわけです。それを踏まえた上でも、時代の趨勢としてやはり、事業系ごみの処理には、税金で賄うべきものじゃなくて、税金とは別に処理代を負担してもらわないとだめなのですよというような、そういった分かりやすい説明をしてもらわないと事業者には伝わらないのではないかと、野々上委員のおっしゃっていたのは、多分そういうことも含めてのご意見かと思うのですけれども。

そうでないと、ごみ処理代は結局、誰が負担したらいいのか、よく分からない。もしくは、排出者責任と言うのであれば、じゃあ全額負担しなさいよという話で進んでいくべきだと、逆に思います。もちろん、それが現実になれば、大変なことではあると思いますけれど。

事業系ごみの処理は、どこに責任があって、何のお金でやっているのかということ、ある程度はっきり示していただくほうが分かりやすい。もし、それができないのであれば、例えば、京田辺市との共同処理を開始するので、150円に合わせないといけないということを手数料の値上げの理由とすることを、我々としてもお願いしたいところではあります。

**橋本会長**： 手数料を京田辺市と合せるという理由のほうが説明しやすいのではないかと思います。

**田委員**： より現実的かなと思います。

**事務局**： 150円という金額にすることの理由としては、ごみ処理原価の乖離状況や、京田辺市と共同処理を開始するにあたって、京田辺市の事業系ごみ処理手数料は150円という現状があること、そういったところを踏まえまして、今回150円とさせていただいているところもございますので、そういった点を分かりやすく、今後、事業者へ説明ができるようにはさせていただきたいと考えております。

**橋本会長**： 全体的な趨勢としましては、一般市民の方も一定負担してくださいということで、家庭系ごみ有料化も進んでいますので、排出した人が負担するという、そういう世の中の流れというのは、あるかとは思いますが。それに、自治体の財政状況の問題もあるかもしれませんが、あるいは、ごみの減量のために有料化していくということもありますし。

**田委員**： ちょっと具体的な話から、外れてしまうかもしれませんが、実際、私は廃棄物収集運搬業をやっていて、もう私も三十数年、社長をやっているのですけれど、若い頃は勉強で、色々なセミナーに通ったり、ドイツの廃棄物処理場まで行ったりもしました。

ごみの減量というのは、お金をかければ結構幾らでもできるもので、それこそ、ある意味、ゼロエミッションに近いようなことも、お金をかければできるもので

す。では、どれだけお金をかけるかという部分で、結局便利さをとるか、ごみの減量をとるかの判断になってきます。ごみの減量をどこまで進めるのか、何十年もこの話をやっていて、枚方市に関して申し上げると、そんなにごみは減っていないと思います。一時は、大幅にごみが減りましたが、そこからは少しずつ慣れていって、またちょっとずつ増えていっているようなところかと思います。

今、一般市民のごみの有料化の話も出ていましたけれど、前回は申し上げたましたが、例えば 45 リットル 1 袋、20～30 円の有料化にすると、最初のごみ量が少し減って、またすぐに戻ってくるらしいんですね。そういう市町村のデータがありまして、これが 1 袋 100 円ぐらいになると、減ったまま下げ止まりになるらしいのです。結局、ずっとお金をたくさん払わないといけないとなると、頑張っでごみを減らすのです。それと同じようなことが、環境問題全体に言えると思います。

ですので、便利さをとるか環境をとるかという話になってくるので、本当にお金をかけて、市の仕掛けといいますか、厳しい政策を行って、ごみを減らすのだということであれば、これは手数料をもっと高くするべきだと思いますし。そうでないのであれば、あんまり減量とセットで、言ってほしくないという気持ちを個人的には常に持っています。

やるのであれば、それにお金をかける、しっかり規制をかける。そういう、しぼりを付けないと、ごみは絶対に減らないと、私は思っています。そういうところからも、考えていただきたいなと思います。

橋本会長： ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

本日は、資料 1-2 を基に、次回以降、意見具申案ということで検討していくこととなりますので、ここにこれまでのご意見が反映されているかどうかというところが、大切なところかなと思うのですが、その点については、よろしいでしょうか。

事業系ごみ処理手数料を値上げする理由については、今日、幾つかご意見がありましたので、少し追加が必要かなと思いますけれども。

あと、このご意見の中に、手数料値上げのスケジュールについて、しっかり周知を図っていくということのご意見もありますけれど、今日お示ししていただいた資料 1-1 のようなスケジュールで事務局としては想定されているようなのですが、このスケジュール感についても、もしご意見がありましたらお願いします。

中島副会長： 事業者への手数料の改定の周知なのですけれども、どのような形で、何回ぐらいされる予定なのでしょう。令和 4 年の後半から、令和 7 年までのことにつきまして、教えていただければと思います。

事務局： 事業者への手数料改定の周知ですけれども、まずは、90 円から 120 円になるまでの令和 4 年 12 月から令和 5 年 12 月頃までの 1 年間で、把握しているの約 4,000 社の市内事業者へ、直接リーフレットを送付させていただいて、周知をさ

せていただきたいと思います。あとは、もちろん市ホームページであるとか、そういったあらゆる媒体を使いまして、しっかりと周知を行っていきたいと考えております。

中島副会長： ありがとうございます。

120円に上げるタイミングでは、直接の周知は1回ぐらいしかないということですかね。

事務局： 今のところはそのように考えております。

中島副会長： 前回に上げられたときは、その辺の混乱というのはなかったのでしょうか。

1回だけ送って、その封筒を見ているかどうかというのは、ちょっとどうなのかなと思ったりするのですけれど。

事務局： 1つは、今申し上げましたように、把握をさしていただいているところに、リーフレットを送らせていただいたということと、また、収集運搬許可業者の方々に多大なご協力をいただきまして、収集を回っていただいている事業者に、啓発のチラシ等を配付いただいたということがございます。

また、実はお願いをしたいなと思っているのですけれども、商工会議所の機関紙に周知記事を掲載させていただくというような、そういう周知のお願いをさせていただきたいと思っています。我々としては、ありとあらゆる手法を通じて、事業者の皆様にも、なぜ廃棄物の処理及び清掃に関する法律では事業者の全額負担というようなことが位置付けられているのか等、事業系ごみ処理手数料の趣旨というところも含めて、周知をさせていただければというふうに考えております。

また、その内容につきましては、今後ご意見をいただけたらと思いますので、その節はまたよろしく願いいたします。

中島副会長： おっしゃられるとおり、商工会議所は事業者の代表といったら偉そうですけれども、そういう立場なので、事業者の方々に対する丁寧なご説明と、今おっしゃられた収集運搬許可業者の方々を通じてのご連絡というのはあるようなので、ご協力いただく収集運搬許可業者の方々への十分な配慮についてもお願いしたいと思っております。

事務局： 収集運搬業者の皆様には、これからまたお願いをさせていただくこととなりますが、また、ぜひご協力をよろしく願いいたします。

橋本会長： ほかにございませんか。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本日いただいた意見を踏まえて、少し追加する方向で修正をさせていただいて、次回に審議会からの意見具申案というものをまとめていただいて、そちらの確認をしていければというふうに思っております。そのような進め方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

橋本会長： ありがとうございます。

## 案件2. 今後のスケジュールについて

橋本会長： それでは、案件2「今後のスケジュールについて」、事務局からご説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料2に基づき説明)

橋本会長： ありがとうございます。

スケジュールについて、質問、ご意見等がありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、8月下旬に第3回を予定しているということですので、また、具体的な日程については、別途案内される予定でしょうか。

事務局： 今のところは、候補といたしましては8月30日、午前中を考えております。

橋本会長： よろしいでしょうか。ありがとうございます。

## 案件3. その他

橋本会長： それでは、最後の案件となります、案件3「その他」について、事務局から何かありますか。

事務局： 次回の審議会につきましては、8月下旬ということで、今のところは8月30日午前中を考えておりまして、日程につきましては、また事務局のほうから、後日委員の皆様にご連絡をさせていただきますので、お忙しい中、恐縮ですけれども引き続き御理解、御協力のほど、よろしく願いいたします。

事務局からは、以上となります。

橋本会長： ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、異議なければこれで終わりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、40分ぐらいで終了となりましたが、本日の審議会はこれで終了とさせていただきますと思います。